相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県上越市港町一丁目二六番地、最後の住所新潟県妙高市大字田切二一八番地四三　エトーレ赤倉　四二八号室　被相続人　亡　笠原　兼秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月四日　事務所新潟県上越市春日野一丁目三番一五号　相続財産管理人　弁護士　森　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県見附市南本町二丁目一一七番地二一、最後の住所新潟県見附市田井町一七一五番地一　被相続人　亡　佐藤　ケシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月四日　新潟県見附市昭和町二丁目二〇番三六号　相続財産管理人　司法書士　岩井　直行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県魚沼市中島五七五番地五、最後の住所富山市つばめ野三丁目一五六番地　被相続人　亡　武井　和哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月四日　富山市今泉西部町九番地の一　富山今泉西部ビル二〇七号室　相続財産管理人　弁護士　大浦　清和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県須坂市大字須坂九八三番地、最後の住所長野県須坂市大字須坂九七八番地七　被相続人　亡　割田まさ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月四日　長野県須坂市田の神一七二四番地八　相続財産管理人　割田　秀世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市北区光音寺町四丁目三〇番地、最後の住所名古屋市北区尾上町一番地の二六―七一二号　被相続人　亡　古田　早苗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月四日　岐阜県羽島郡笠松町月美町八五番地　相続財産管理人　司法書士　野々垣　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県江南市藤ヶ丘七丁目一番地九、最後の住所愛知県江南市藤ヶ丘七丁目一番地九江南団地二〇六棟四〇三号　被相続人　亡　秋山　瑞夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月四日　名古屋市中区丸の内一丁目一四番二四号ラ　イオンズビル第二丸の内七〇三号桜橋法律事務所　相続財産管理人　弁護士　原田　和幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市寺地町東一丁一七番地、最後の住所大阪府堺市寺地町一八番地の一　被相続人　亡　杉本安兵衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月四日　大阪府堺市堺区戎島町四丁四五番地一ポルタス・センタービル一二階　堺みなと法律事務所　相続財産管理人　弁護士　唐崎　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県真庭市日野上二九六五番地、最後の住所岡山県真庭市鹿田六六六番地　被相続人　亡　米山　啓子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月四日　事務所岡山市北区番町一丁目五番五号　相続財産管理人　弁護士　猪木　健二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐南区川内六丁目三〇九番地、最後の住所広島県廿日市市前空二丁目七番二八号　被相続人　亡　植木　寿彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月四日　事務所　広島県東広島市西条上市町五番五号総合不動産ビル五階　相続財産管理人　弁護士　森高　章修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県善通寺市善通寺町一丁目三八六番地一、最後の住所香川県善通寺市善通寺町一丁目四番一一号　被相続人　亡　平尾　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月四日　香川県丸亀市城西町二丁目八番一五号　キヘエビル二階　相続財産管理人　山崎壮太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市藤光町九二五番地六九七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　北嶋　健次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月四日　福岡県久留米市中央町三八―六―三階　相続財産管理人　宮崎　智美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸四〇九六番地、最後の住所宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸一〇八二番地七　被相続人　亡　河内　容子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月四日　事務所宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井七八五番地六　相続財産管理人　司法書士　興梠　六男

第14期決算公告

平成28年2月4日
新潟県上越市仲町4丁目5番2号
株式会社大黒屋
代表取締役　田中　正人

貸借対照表の要旨（平成27年4月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	6,578
	固定資産	299,587
	合計	306,165
負債及び純資産の部	流動負債	9,020
	固定負債	313,778
	株主資本	△ 16,633
	資本金	20,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	△ 36,633
	その他利益剰余金	△ 36,633
	（うち当期純損失）	(2,582)
	合計	306,165

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十八年二月四日
新潟県上越市仲町四丁目五番二号
株式会社大黒屋
代表取締役　田中　正人